

入札説明書

1 貸付物件（詳細は別紙1のとおり）

内 容	貸付場所	貸付面積
①床頭台	本館の産科病室のうち、あいち小児保健医療総合センターの指定する場所	3. 5 m ²
②液晶テレビ		
③冷蔵庫		
④セイフティボックス		
⑤カードタイマー		
⑥カード販売機	本館の共用部のうち、あいち小児保健医療総合センターの指定する場所	0. 1 4 m ²
⑦カード精算機	本館の共用部のうち、あいち小児保健医療総合センターの指定する場所	0. 1 4 m ²
合 計		3. 7 8 m ²

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後 3 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いており、故障などトラブルの際、1 時間以内に現場に到着できる体制が可能であること。
- (4) 病院事業庁が実施する自動販売機、コインランドリー、売店、食堂及び患者用備品の設置を目的とする公有財産の貸付に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する告示（平成 27 年 1 月 27 日付け愛知県病院事業庁告示第 2 号）に定める資格をすべて満たすこと。
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間、愛知県病院事業庁から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (7) 入札公告の日から入札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 床頭台等の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

床頭台等の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、愛知県が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行います。このため、1平方メートルあたりの単価は、1,180円（行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金表〈建物の部1の3〉の6級地の行、10年以上20年未満の列）を下回ることはできません。

(2) 貸付期間

平成28年11月1日から平成33年3月31日までの4年5ヶ月とします。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 必要経費

床頭台等の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とし、愛知県が指定する期限までに全額納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する床頭台等の機器については、別紙2仕様書に掲げる条件を満たしたものとしてください。

4 入札参加申込みの受付

(1) 日時

平成28年8月30日（火）から平成28年9月14日（水）まで（日曜日、月曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

あいち小児保健医療総合センター事務部事業グループ
（大府市森岡町七丁目426番地）

(3) 提出書類（各1部）

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1）

イ 委任状（様式第2）（代理人により入札する場合）

ウ 誓約書（様式第3）（代理人により入札する場合は本人の誓約書）

エ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

〈法人の場合〉・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

〈個人の場合〉・・・住民票

オ 入札公告の日から過去3か年以内に、国、地方公共団体に、自らが管理・運営する患者用テレビを設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写しのいずれか

カ 国税及び県税の未納がないことの証明書

（ア）国税について

- a 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
(その3の3 未納のないことの証明)
 - b 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
(その3の2 未納のないことの証明)
- (イ) 県税について(愛知県の県税事務所が発行する納税証明書)
- a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の未納の税額がないこと用
 - b 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税」の未納の税額のないこと用

※エ及びカの証明書類は、原本を確認できれば、写しの提出でも可能です。

(4) 郵送で申し込む場合

次のあて先に郵送してください。なお、郵送による入札参加申込みの場合は、平成28年9月14日(水)午後5時必着とします。

〒474-8710

住所 大府市森岡町七丁目426番地

あいち小児保健医療総合センター事務部事業グループあて

※封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

あいち小児保健医療総合センター 地下1階 研修室1

(2) 日時

平成28年9月29日(木) 午前10時

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の入札保証金(愛知県病院事業庁財務規程(平成16年愛知県病院事業庁管理規程第25号。以下「財務規程」という。)第145条に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに契約担当者に納めていただきます。

ただし、財務規程第144条(入札保証金の納付の免除)の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

7 入札金額

(1) 入札金額は、3(2)の貸付期間中の賃借料の総額を記入してください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8 入札

(1) 同一物件について、一人で二人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。

- (2) 入札は、入札書（様式第4）を封筒に入れ封印し、「平成28年1月27日開札 あいち小児保健医療総合センターへの患者用テレビ設置の入札書在中」及び入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。
- (3) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え、又は撤回することはできません。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 財務規程第142条第1号から第8号に該当する入札
 - イ 一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
 - ウ 入札書の金額を訂正したもの
 - エ 郵送による入札
 - オ 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

9 開札

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない愛知県の職員を立ち会わせて開札を行います。
- (2) 落札者は、予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない愛知県の職員にくじを引かせます。
- (3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札（原則として2回を限度とする。）を行います。

10 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

11 契約の締結

- (1) 別紙契約書（様式第5）により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 貸付契約は申込者名義で行います。

12 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、一括納付していただきます。

13 契約保証金

契約保証金は免除する。

14 問い合わせ先

あいち小児保健医療総合センター事務部事業グループ

住所 大府市森岡町七丁目426番地（郵便番号474-8710）

電話 0562-43-0500（内線）3411